

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010 ～ 2012

課題番号：22520664

研究課題名（和文）

近世日朝外交文書成立過程の研究

研究課題名（英文）

A study on the process of diplomatic document between Japan and Korea in Edo era

研究代表者

池内 敏 (IKEUCHI Satoshi)

名古屋大学・文学研究科・教授

研究者番号：90240861

研究成果の概要（和文）：

以酩庵輪番制は、これまでは江戸幕府による対朝鮮外交機関と理解され、かつ幕府による対馬藩の監察・牽制機構とみなされてきた。しかしながら、以酩庵輪番制度をそのように位置づけるのは史実と乖離する部分が大きく、むしろ以酩庵輪番制度は、対馬藩の清書役中および対馬藩の設置した東向寺輪番制度の三者が、相互に有機的な連関を保ちつつ近世日朝間における外交文書作成機能を果たしたと見るべきである。

研究成果の概要（英文）：

Rotation system of "Itei-an" at Tsushima is understood the Foreign Office of Tokugawa shogunate. And until recently, they think the system is under the control of Tokugawa shogunate. But it is different from the fact of history. I think the "Itei-an"-system doesn't move functionally without the rotation system of "Toko-ji" at Busan, and "Seisyo-yaku" which is the team of writing out diplomatic documents.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：近世日朝関係史

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：日本史、近世史、日朝交流、外交文書、以酩庵、朝鮮通信使

1. 研究開始当初の背景

江戸時代の日朝外交史研究は、まず朝鮮通信使の研究から始まり、1990年代からは日朝間における漂流民研究へと展開してきた。これら既存の研究関心は、日朝外交の成果や結果として表れた部分への着目であったといえ、外交を具体的に担い支えてきた機構についての分析は進まなかった。それは、以酩庵輪番制を江戸時代の対朝鮮外交機関とほぼ等しく位置づけ、その職務内容の分析

から当該制度を歴史的に評価することが行われなかったからである

以酩庵輪番制は、1635年から京都五山僧が数年交替の輪番で対馬島・以酩庵に派遣された制度である（以酩庵輪番制）。旧来はこうした輪番制が成立・展開したという事実のみを以て、徳川幕府が対馬藩による恣意的な外交行為を監察・牽制したと解してきた。江戸時代を通じて126代を数える以酩庵僧の名前や在任期間それ自体は、田中健夫に

よって明らかにされており、また何人かの以酌庵僧ごとに一代記的に調べた泉澄一の一連の研究業績もある。たしかにこれら田中と泉の研究によって以酌庵輪番制の概要をつかむことが可能だが、しかし例えば泉による以酌庵僧の評価は、幕府による対馬藩の監察・牽制という通説的理解の枠を出なかった。

2. 研究の目的

本研究では、近世日本における対朝鮮外交文書作成機関として評価されてきた以酌庵輪番制に注目し、その制度の内実について具体的な分析を深めることを目的とした。また、以酌庵輪番制と密接に関わる機関として釜山倭館に設置された東向寺があり、これまた対朝鮮外交文書を管掌したことは知られながらも、その制度的な運用実態はほとんど知られていない。そして、以酌庵輪番制が対馬藩の意向とは離れて動く側面を有するのに対し、倭館東向寺の僧侶はすべて対馬藩内の僧侶が任命されたから東向寺自体は対馬藩の統制下にあったことが推測されるものの、基本的な事実すら明らかでなかったから、それら基礎的史実を解明すること自体に意味があると思われる。

近世日朝間の外交文書の成立・伝達過程を分析することを通じて、近世日朝外交における日本側（幕府と対馬藩）の政策立案過程や外交折衝を具体的に明らかにし、もって近世日朝外交史を総体的に再構成する手がかりを得ようとするものである。それは、換言すれば、近世日朝外交における徳川幕府と対馬藩における対朝鮮政策立案過程や外交折衝を具体的に明らかにするために、それらに関わった機関・機構について明らかにすることである。その点とかわかって、近世初頭から幕末に至るまでの外交文書を系統的・網羅的に収集し整理する作業をも並行して進め、以酌庵輪番僧と対馬藩朝鮮方真文役とが、そうした文書作成過程・外交折衝過程に関わっていたかを究明するための基礎作業としたい。

3. 研究の方法

近世日朝外交文書といった場合、それは狭義には、日本側（江戸幕府・対馬藩）と朝鮮側（朝鮮王朝中央政府・東萊府）とのあいだで交換された公式文書のことを指すと考えられる。したがって、上述のように、そうした公式文書の作成に携わった「外交機関」の分析を中心に据えるのは当然の方法と思われる。しかしながら、本研究を進めてゆく過程で、近世日朝間でやりとりされた「外交文書」については、少し幅広く定義する必要性を感じ始めた。それは、日本と朝鮮の両者間における「公的な意思疎通」としてみた場合、日朝間の意思疎通を介在する通訳や言語の問題

が看過できないと感じたからでもある。

そうしたことを念頭に置きながら、まずは狭義の近世日朝外交文書を作成したり、具体的な外交折衝を行った機関の分析を追究課題とする。具体的には、以酌庵輪番制、倭館東向寺、および対馬藩朝鮮方の機能・機構について分析を進める。以酌庵輪番制については、18世紀末の朝鮮通信使易地聘礼の過程と如何様に関わっていたか否かについて、朝鮮通信使関連資料の分析も併せ行っていく。東向寺については、直接的な史料のさらなる発掘とともに、間接的な史料群へ視野を広げながら具体的な事例収集を心がける。

そのため、東京、対馬、ソウルの三ヶ所に分散して伝来する対馬藩政史料のなかから関連資料を探し出すために、資料調査を実施する。また、韓国における研究史を検討するために、韓国国立中央図書館での文献検索等を行う。

そうした作業の過程で、同時に近世初頭から幕末に至るまでの外交文書を系統的・網羅的に収集・整理し、それらの形態分析や内容分析を通じて、まずは対朝鮮外交文書の通時的変遷について概括的な特徴把握を進めるための基礎資料収集を進めておく。これらについては、更なる機会を得て外交文書の網羅的整理を行うとともに、特徴的な外交折衝事案を選び出して、それらの事案における対朝鮮政策の立案過程を検討してみたく考える。

4. 研究成果

(1) 18世紀半ばにおける以酌庵輪番制廃止の主張と論議

安永9年（1780）3月、以酌庵輪番制廃止の主張が京都五山僧の側から幕府に提起された事実は、これまであまり知られていなかった。幕府は京都五山の主張に関連して対馬藩側の意向および実状の確認を進め、対馬藩側は幕府に対して従前通りの以酌庵輪番制存続を求めた。それを受けて幕府は天明2年（1782）4月、京都五山側の主張を却下した。事件はわずか二年で収束し、事件の最中にも輪番制が中断されたわけでもなかったから、制度の存続に大きな波紋が及んだわけでもない。しかしながら、その廃止を求めたのが京都五山であり、廃止要求を却下した最大の拠り所が対馬藩による存続要求であったことひとつを見ても、以酌庵輪番制の通説的理解は再検討されざるをえない。

このとき京都五山側が以酌庵輪番制廃止を求めた理由の一つに「対馬藩は経済的に困窮していて、朝鮮交易も停滞しており、藩全体が困窮していて家中の扶育にも問題が生じるほどとなっている（対馬不如意ニ付、朝鮮江相渡交易之物件多分相滞、國中極困乏、家中扶育モ難成之體不軽）」という事実が挙

げられている。五山碩学を代表して江戸へ赴いた慧林院古道元式は、月番老中阿部備中守正倫用人に対し、対馬藩の困窮は近年に限ったことではなく3～40年前からの常態であり、「当番にあたって赴任した以酏庵僧へ支給すべき飯米にも事欠き、代銀で支払うと伝え聞くほどである（当番之以酏庵江相渡候飯米さへも無之、代銀ニ而可相渡など申聞候程）」と訴える。

この指摘について対馬藩側は幕府に対して善処を誓い、天明元年8月以後には事態も改善された（「下々扶食等も相応ニ相渡」という。こうした対馬藩側の動きを踏まえて老中田沼主殿頭意次は、天明2年4月、以酏庵輪番制を従前通りに継続するよう五山碩学総代に対して命じ、以酏庵輪番制廃止をめぐる騒動は終息することとなった。この騒動の過程で、五山僧の側が、幕府と直結するかたちで「監察」をすることが自らの使命であるとの自覚が表明されてもいる。しかし、それをもって以酏庵輪番制が「幕府外交の出先機関であるとか対馬藩に対する監察機関である」と解するのは妥当ではない。以酏庵輪番制廃止を提起したのが五山の側であったこと、幕府は対馬藩側の意向を踏まえて従来通りの以酏庵輪番制維持を指示したこと、こうした点からも以酏庵輪番制の評価に関わる通説的理解の成り立ちがたいことは明白と思われる。

仮に以酏庵輪番制の趣旨が「幕府による対馬藩の朝鮮外交監察体制」にあったとしよう。安永九年における五山側願書は「監察」報告の一環ともなったはずである。とりわけ以酏庵輪番僧として赴任する直前にあった相国寺僧梅莊頭常によって書かれた以酏庵輪番制廃止を求める上書は、対馬藩内の経済的困窮状況を子細に報告したものであり、その背景としての朝鮮貿易の衰退を明らかにした上で朝鮮外交の幕府直轄化の政策提言を行ったものと解してもよい。しかしながら、幕府は朝鮮外交直轄化の道を検討しながらも、結局選択できなかった。対馬藩側の意向を踏まえたからである。とすれば、やはり「監察機関」として以酏庵輪番制を評価することには躊躇せざるを得ない。

以酏庵輪番僧それぞれが在番中にどのように職務を遂行し、対馬府中に暮らしたかは、泉澄一による天龍寺僧の行実をめぐる研究以来、それほど中味が深まっていはいない。そうした一代記的な中味を追究しながら以酏庵輪番僧の職務実態をさらに具体化し、その果たした歴史的役割の検討を深めることをさらなる検討課題としたい。

(2) 以酏庵輪番制と東向寺輪番制の関わりについて

対馬藩が対朝鮮外交・貿易のための出先機

関として設置したのが倭館であり、倭館内には東向寺なる寺が設けられた。この東向寺に赴任した僧侶が、釜山において対朝鮮外交文書を管掌した。東向寺僧がどのようにして選ばれたかについては、これまで具体的には明らかにされてこなかったが、本研究によって、いかなのような事柄が明らかとなった。

東向寺僧は清書役本役のなかから選ばれ、清書本役は「手跡吟味」をもって選抜された清書稽古役のなかから補充された。ここでいう清書役中とは、輪番で対馬に赴任した以酏庵僧から提示された真文草案を、一字一句、擡頭・平出等々に深く注意を払いながら清書するのが職務であった。清書役中を構成した僧らは、対馬府中に所在する歴史の浅い臨濟宗寺庵か島内の鄙びた地方寺庵の出身であったから、所属寺庵において外交文書取扱いに関わる実務的な訓練を受けるようなことは想定できない。清書役中としての勤務経験を積んでゆく過程で、外交文書の内容や文体・形式にかかわる運用能力を身につけてゆくと考えるほかはない。以酏庵僧の作成した真文草案の文体や修辭もまたそっくりそのまま引き写したから、そうした作業の繰り返しを通じて清書役中は外交文書に精通するようになったと見て良い。

ところで、対馬藩が自前で東向寺輪番制を機能させるために、外交文書運用の実務能力獲得を意図して清書役中の者をわざわざ京都へ派遣するというのは経済的にも効率が悪く現実的ではない。対馬府中で京都五山の碩学中と接触できる機会が恒常的に維持されることは、対馬藩にとって有用かつ必要だったろう。以酏庵輪番制度と対馬藩清書役中および東向寺輪番制度は、それぞれが相互に有機的な連関を保ちつつ機能を果たしたと見るべきである。

一方、東向寺の創設に関わっては、先述したように田代和生が『(倭館館守) 毎日記』寛政7年4月13日条を根拠として、「東向寺の記録は、寛永11年ごろからすでにつけられていたとみられる」と東向寺の創設時期との関連性を推測する。

同じ『(倭館館守) 毎日記』寛政七年四月十三日条を詳しく再検討すると、以下のようなことが明らかとなる。この箇条は、寛政6年(1794)議聘使平田隼人による東向寺における書契跡留整備の提案と関わっている。平田は寛政3年12月から同7年2月まで議聘使つまり朝鮮通信使対馬易地交渉のために渡海しており、倭館に滞在しながら朝鮮側との折衝に努めていた。その交渉過程で先例を参照したくても東向寺に必要な書類が備わっていなかったことを指摘した箇条である。

ここで、承応元年ないし2年以前の分が不足しているとの指摘を受けて作成された補

遺が、寛永十一年ないしは十二年以後分に限られていた事実が注目される。補遺作成にあたって何を書写したのかは不明である。東向寺で作成された『両国往復書牘』の写本が対馬府中にも一部保存されていて、それを底本としたものなのか、あるいは以酏庵に伝来した『本邦朝鮮往復書』を底本としたものなのか、それらとは全く異なるものを底本としたものなのか、明らかではない。仮に『両国往復書牘』『本邦朝鮮往復書』以外の外交文書を参照したとすれば、書写の行われた寛政年間にあつては、元禄11年(1698)阿比留惣兵衛恒久によって編纂された『善隣通書』を想定するのが素直だろうと思う。そして、『善隣通書』には寛永11年以前の朝鮮往復文書が少なからず収録されている。にもかかわらず作成された補遺は寛永11年ないしは12年以後分に限られていた。東向寺備え付けの朝鮮往復文書としては、その時期以後のものを整備しておけばよいとする理解があつたと推定できる。

つまり、以酏庵輪番制の始まったのが寛永12年であつたことを想起すれば、右のような東向寺備え付け朝鮮往復文書の始期が概ね同時期に当たる事実は、以酏庵輪番制と東向寺輪番制が対馬藩の意図としては相互に連動して始まったことを示唆していると考えられる。そして、対馬藩清書役中は、以酏庵輪番僧から提示された真文草案を清書する職務を繰り返しゆくなかで外交文書の文体・形式等々に精通してゆき、朝鮮との往復文書を点検できるだけの実務的能力を身につけていった。そして、それら清書役中のなかから輪番で倭館東向寺僧が選ばれた。以酏庵輪番制度と対馬藩清書役中および東向寺輪番制度は、それぞれが相互に有機的な連関を保ちつつ機能を果たしたのである。対馬藩が自前で東向寺輪番制を機能させるためには、対馬府中で京都五山の碩学中と接触できる機会が恒常的に維持されることが有用かつ必要であつた。以酏庵輪番制の存続は、まずは対馬藩にとってこそ必要だつたと言える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ①池内敏「朝鮮通信使が終わってのちに」『朝鮮通信使研究』10、2010、1-31頁、朝鮮通信史学会(韓国・釜山)、査読あり。
- ②池内敏「以酏庵輪番制廃止論議」『名古屋大学文学部研究論集』史学58、2012、1-26頁、査読無し。
- ③池内敏「以酏庵廃止論議・余聞」『日本歴史』772、吉川弘文館、2012、98-102頁、

査読無し。

- ④池内敏「以酏庵輪番制と東向寺輪番制」『九州史学』163、2012、4-22頁、査読あり。

[学会発表] (計2件)

- ①池内敏「以酏庵輪番制廃止論議」近世史研究会・名古屋歴史科学研究会合同例会、2012年2月3日(名古屋大学)
- ②池内敏「癸未信使の通訳たち・ノート」、国際学術会議「1763年、癸未通信使行と東アジアの文化接触」、2010年9月10日、漢陽大学校(韓国・ソウル)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池内 敏 (IKEUCHI Satoshi)
名古屋大学・文学研究科・教授
研究者番号：90240861

(2) 研究分担者なし

(3) 連携研究者なし